

# 平成28年10月以後の特別徴収に適用 公的年金からの特別徴収(引き落とし)の見直し

## 特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

年度間の税額の変動があっても1年間を通じた特別徴収額ができるだけ均等になるよう(平準化)、4・6・8月の仮徴収税額が前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額になりました。

### 公的年金からの特別徴収税額の計算方法(年金特徴継続者)

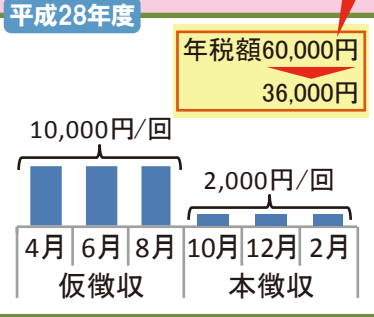
	公的年金からの引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度分の本徴収額÷3			(年税額-仮徴収額)÷3		
改正後	(前年度分の年税額×1/2)÷3			(年税額-仮徴収額)÷3		

### 例 65歳以上の夫婦世帯

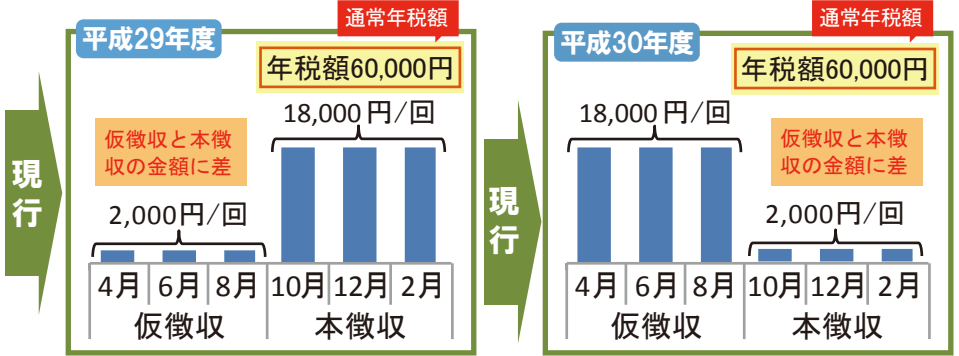
夫：個人住民税額60,000円  
(所得割54,000円、  
均等割6,000円)  
妻：非課税



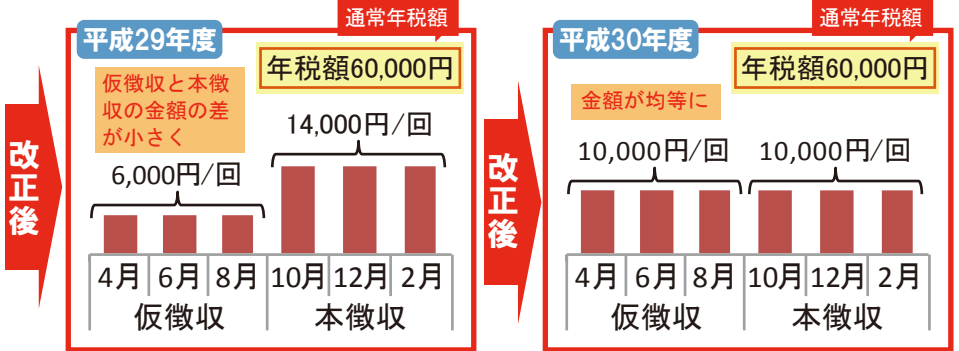
医療費控除の増などにより、年税額(減)



この場合…



※平準化しない場合、仮徴収と本徴収で徴収税額のバラつきが発生します。



## 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

これまで特別徴収を中止していた次の場合に、公的年金からの特別徴収が継続されます。

- 賦課期日(1月1日)後に当該市町村の区域外に転出した場合

- 年金保険者に対して公的年金からの特別徴収税額を通知した後に、特別徴収税額の変更が生じた場合 ※一定の要件があります



## 平成27年分以後の所得税に適用

### 公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度の改正

公的年金等の所得を有する人で、その年の収入金額が400万円以下で、かつその年の公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には確定申告の必要はありませんでしたが、源泉徴収の対象に

ならない公的年金等(外国政府等から支給を受ける公的年金など)の支給を受ける人はこの制度を適用できなくなりました。



## 平成28年度から 津市の公的年金からの特別徴収の方法が変わります

公的年金受給者の個人住民税(個人市民税・個人県民税)は、公的年金からの特別徴収で納付することが法律で定められています。今までは、前年中に給与所得などの公的年金以外の所得がある場合は、公的年金から特別徴収されてい

ませんでした。

ただし、前年中に公的年金以外の所得に係る税額がある場合は、公的年金からの特別徴収に併せて給与からの特別徴収や普通徴収(納付書および口座振替)での納付になります。詳しくは来年6月に送付される納税通知書をご確認ください。